

余裕期間制度試行工事における提出物等の留意事項

項目	余裕期間制度 (発注者指定方式)	余裕期間制度 (フレックス方式)	様式番号
工事施行伺	「余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事」と朱書きで明示する	「余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事」と朱書きで明示する	—
特別仕様書	試行要領を参考に試行対象工事であることを明示する。		—
入札公告又は指名通知書	試行要領を参考に、「試行対象工事であること」及び「留意事項」を明示する。		—
工事の 始終期通知書※	—	受注者は、契約締結前に提出	様式第 108 号
工事の終始期変更申出書※	—	受注者は、始期の前日までに工事の始終期を希望する場合は提出	様式第 109 号
工事の終始期の変更の承諾について(回答)※	—	発注者は、受注者が希望する、工事の始終期の変更を承諾する場合に通知	様式第 110 号
契約書※	全体工期と実工期を併記した契約書を交わす (契約保証期間は、契約締結日から全体工期の末日まで)		様式第 9 号の 4 様式第 9 号の 5 様式第 9 号の 8 様式第 9 号の 9
余裕期間	余裕期間とは、契約日の翌日から、始期の前日までをいう。 余裕期間中は、 ① 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 ② 現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能 ③ 資材搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可		—
工事工程表	始期に提出		様式第 45 号
現場代理人等届			様式第 46 号の 1
退職金制度届出書	始期後、速やかに提出		
前払金の請求	契約の締結後に請求できる		様式第 44 号
コリンス登録	始期後、10 日以内に登録		—
施工計画書	始期後、14 日以内に提出		—
施工体制台帳等（写し）	余裕期間内に下請負契約を締結したものは、始期に提出 ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術で確認することができる措置を講じていれば提出は不要		様式第 50 号

「※」は、余裕期間制度試行工事の専用様式